

京都市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第178号

京都市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「際、」の右に「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）から交付を受けた」を加え、「（第1号様式）」を削り、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第2号様式」を「第1号様式」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第3条中「第3号様式」を「第2号様式」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市身体障害者福祉センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第2項の規定により行われた申請は、この規則による改正後の京都市身体障害者福祉センター条例施行規

則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項の規定により行われた申請とみなす。

3 改正前の規則第3条の規定により行われた申込みは、改正後の規則第3条の規定により行われた申込みとみなす。

4 改正前の規則の規定により交付された京都市身体障害者福祉センター利用証は、改正後の規則の規定により交付された京都市身体障害者福祉センター利用証とみなす。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)